

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21 件

国民年金関係 13 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成18年5月から同年10月までは22万円及び同年11月から20年2月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月及び同年6月は20万円、同年7月から19年4月までは26万円、同年5月から同年8月までは24万円並びに同年9月から20年2月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月15日から20年3月1日まで

私は、A有限会社に勤務していたが、申立期間においてねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の標準報酬月額と実際に受け取っていた給与額と相当の違いがあるので、調査の上、オンライン記録の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により

消滅した後の平成22年5月19日付けで18年5月から同年10月までは22万円及び同年11月から20年2月までは26万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成18年5月から同年10月までは22万円及び同年11月から20年2月までは26万円）ではなく、当初記録された標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、申立人が所持している給与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに事業主の供述から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書における厚生年金保険料控除額から、平成18年5月及び同年6月は20万円、同年7月から19年4月までは26万円、同年5月から同年8月までは24万円並びに同年9月から20年2月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時の申立てに係る標準報酬月額の届出を誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して訂正の届出を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和24年4月4日であると認められることから、申立人の被保険者記録のうち、B社における資格取得日（昭和24年4月4日）及び資格喪失日（昭和25年8月1日）を取り消し、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を24年4月4日に訂正することが必要である。

なお、昭和24年4月から25年12月までの標準報酬月額については、昭和24年4月を7,500円、同年5月から25年12月までを8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月10日から26年1月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和24年1月10日から26年1月1日までの加入記録が無いことが分かった。また、24年4月4日から25年8月1日までB社での加入記録があるが、同事業所には勤務した記憶は無い。申立期間については引き続きA社に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人はB社において昭和24年4月4日に資格取得している旨の記録があるものの、申立人の当時の勤務状況等の供述は具体的であり、同炭坑において勤務した記憶は一切無いとの主張は信用できる。また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同日においてA社（同台帳にはC社と記載）で被保険者資格を取得した旨の記載がある上、申立人が勤務した事業所がB社であったことをうかがわせる資料は無いことから、申立人は同日付けで、A社において資格を取得したものと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所の新規適用年月日は昭和26年1月1日とされているが、「D町史（上巻）」の当該事業所に係る記述、及びE省F局G部H課に保管されている昭和23年7月1日現在「I一覧」の記録により、C社が22年末ごろから既に稼働していたことが確認できる。また、上記のとおり、申立人が24年4月4日にA社で資格を取得していることが確認できる上、当時の事業主の親族である元同僚も、23年6月2日付けで資格取得していることから、この新規適用日は信憑性を欠くものと考えられ、J年金事務所の担当者も当該事業所が26年1月1日以前に既に適用事業所であった可能性について認めている。

さらに、上記元同僚は、「申立人が昭和24年当初から勤務していた。」と供述している上、厚生年金保険被保険者台帳には申立人が25年8月1日に資格喪失したと記載されているものの、別の同僚は、「自分が入社した昭和26年1月には、申立人は既に勤務していた。」と供述している。また、当該台帳の記録は32年以降に書き加えられた形跡があり、当該記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が見当たらないことから、この資格喪失日についても信憑性を欠くものと考えられる。

これらのことから、申立人は、昭和24年4月4日から26年1月1日までA社に勤務していたことが認められる。

また、B及びA社は、いずれもJ社会保険事務所（当時）が管轄する事業所であり、当該社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和28年2月に火災があった際に焼失したものを復元したものであるとされているが、申立人を含む複数の従業員の資格取得日が26年1月1日となっていることから、完全に復元されたものではないと考えられる。

以上の事実を前提にすると、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記載漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実が確認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、昭和24年4月4日にA社において申立人が資格取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、申立人に係る被保険者台帳の記録から、昭和24年4月を7,500円、同年5月から25年12月までを8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和24年1月10日から同年4月4日までの期間については、前述の元同僚の供述から、申立人がA社に勤務していた可能性はあるものの、当該期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料は無く、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和24年1月10日から同年4月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年3月までの期間、同年4月から62年7月までの期間及び同年8月から平成3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月から60年3月まで
② 昭和60年4月から62年7月まで
③ 昭和62年8月から平成3年2月まで

会社を辞めて厚生年金保険の加入年数が少なかったため昭和54年4月ごろ、妻と一緒に国民年金にA県B町（現在は、C市）役場D支所で加入した。申立期間①については、A県で妻が国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、タクシー運転手であったが、JR・E駅裏の社会保険事務所（当時）で保険料を納付していた。また、当該期間はA県でも妻が私の保険料を納付していたと聞いた。申立期間③については、具体的に覚えていないが、保険料を納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月ごろB町で申立人の元妻と一緒に国民年金に加入し、申立期間①及び②について、申立人の元妻が国民年金保険料を納付し、申立期間②については、申立人も社会保険事務所で保険料を納付し、申立期間③についても、保険料を納付していたと思うと主張している。

しかしながら、申立人は昭和54年4月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同払出簿には「57.12.24F区」とG市へ転出した記載が有り、58年2月5日に被保険者資格を喪失していることが、申立人の特殊台帳及びG市の国民年金収滞納リストにより確認でき、その後、申立人が被保険者資

格を再取得した形跡は見当たらないことから、申立期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の元妻又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年11月まで
昭和45年1月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を付加保険料を含めて行い、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付した。申立期間が未納とされていることには納得できない。
なお、所持する国民年金手帳に昭和45年*月*日との記載も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月ごろに、国民年金の加入手続を付加保険料を含めて行い、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付したと主張している。

しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳は、昭和50年12月26日に発行され、国民年金保険料を納付したことを示す検認印は同年12月からである上、所得比例保険料（付加保険料）の納付申出を同日に行ったことが同手帳からも確認できることから、申立内容とは符合しない。

なお、上記の国民年金手帳の資格取得日が昭和45年*月*日となっていることについては、20歳の誕生日の前日が申立人の国民年金の被保険者資格取得日であることを記載したものであり、付加保険料の制度は同年10月に創設されたものである。

また、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年9月までの期間及び平成元年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年9月まで
② 平成元年4月から同年8月まで

昭和61年3月に大学を卒業して以来、年金に未加入であったため、平成元年3月に元夫の職場が変わったのを契機に、同年4月から同年8月ごろまでの間に元夫と共に国民年金に加入した。申立期間①の国民年金保険料は、送付されてきた納付書によりA銀行B支店で16万円ぐらい一括して納付した。また、申立期間②についても納付書により納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月から同年8月ごろまでの間に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は一括して16万円ぐらい納付し、申立期間②についても納付書により納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成3年6月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、申立期間②直後の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料として、15万6,800円を過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間①直後の昭和63年10月から平成元年3月までについて

は、申立人が所持する年金手帳において「3号特例届書 9. 2. 27」の押印が確認できることから、9年2月27日に第3号被保険者としての届出がさかのぼって行われたものと考えられ、その時点までは、当該期間は申立期間と同様に国民年金保険料は未納の期間であったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から56年3月まで
結婚後、20歳になった昭和53年*月ごろ、A区役所B出張所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、初回は同出張所で夫婦一緒に納付し、その後は、信用金庫の職員に、預金と一緒に保険料の納付を頼んでいた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年*月ごろ、申立人夫婦の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和56年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、C市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて申立期間に申立人夫婦は登載されておらず、同市において申立人夫婦は被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

なお、申立人夫婦は、昭和56年度の国民年金収滞納リストにおいて、昭和56年4月から同年12月までは手書納付書により、57年1月以降はOCR納付書により国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人夫婦が国民年金に加入した上記の時点において、申立期

間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から56年3月まで

妻が20歳になったのを契機に、昭和53年*月ごろ、妻がA区役所B出張所で夫婦の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、初回は同出張所で夫婦一緒に納付し、その後は、信用金庫の職員に、預金と一緒に保険料の納付を頼んでいた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年*月ごろ、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和56年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、C市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて申立期間に申立人夫婦は登載されておらず、同市において申立人夫婦は被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

なお、申立人夫婦は、昭和56年度の国民年金収滞納リストにおいて、昭和56年4月から同年12月までは手書納付書により、57年1月以降はOCR納付書により国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人夫婦が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年7月まで
昭和49年12月3日に夫がA農業協同組合の預金口座から15万円を引き出し、社会保険事務所(当時)で夫婦二人分の国民年金保険料として14万4,900円を特例納付した。
なお、領収書及びJAの貯金元帳の写しを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月3日に申立人の夫が預金口座から15万円を引き出し、社会保険事務所で申立期間を含め夫婦二人分の国民年金保険料として14万4,900円を特例納付したと主張している。

しかしながら、昭和49年12月3日に、申立人については、46年8月から47年3月までの8か月分(7,200円)、申立人の夫については、41年4月から47年3月までの72か月分(6万4,800円)を特例納付するとともに、申立人及びその夫については、同年4月から49年3月までの24か月分(1万3,950円×2)を過年度納付していることが特殊台帳及び領収済通知書(同報告書)により確認できる。これは、申立人及びその夫については、60歳まで国民年金保険料を納付しても老齢年金の受給資格期間(300か月)を満たすことができないため、上記の特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられる上、申立期間については、特殊台帳に特例納付された旨の記載は無く、領収済通知書(同報告書)は見当たらない。

また、申立人の義母についても、上記と同日の昭和49年12月3日に41年1月から47年3月までの75か月分(6万7,500円)を特例納付し、同

年4月から49年3月までの24か月分（1万3,950円）を過年度納付して老齢年金の受給資格期間（144か月）を満たしていることが領収済通知書（同報告書）から確認できるが、申立人、その夫及び義母の納付金額の合計は、18万1,350円であることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2044

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から平成4年10月まで
昭和60年ごろから父親の経営する工場に勤め始めたが、厚生年金保険が無かったため国民年金に加入した。当時、地区の担当者が皆の青い年金手帳と集金した国民年金保険料を役場へ持って行って納付していた。その後、工場が厚生年金保険適用となり、青い年金手帳を提出し、今のオレンジ色の年金手帳になったことを覚えている。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年ごろ国民年金に加入し、地区の担当者が青い年金手帳と集金した国民年金保険料をまとめて役場へ持って行って納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内すべてについて「B(漢字)」及び「C(カナ)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳は、申立期間当時、既に使用されていた手帳であり、申立人が主張する青色の年金手帳は、平成9年1月1日以降に使用された手帳である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2045

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年4月までの期間及び同年9月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から49年4月まで
② 昭和49年9月から50年12月まで

私は、昭和53年4月ごろ、A町役場で夫婦の国民年金の加入手続を行った。しばらくして、夫婦の今までの未納分の納付書が送られてきたので銀行で二人分の国民年金保険料を特例納付した。納付した金額は夫の方が2万円ほど多かったと記憶しており、夫婦一緒に国民年金に加入し、未納保険料を特例納付したのに、2年さかのぼって納付したとの記録に納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月ごろ、夫婦で国民年金に加入し、しばらくして送られてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張している。

しかしながら、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を特例納付した領収済通知書は見当たらず、特例納付した場合には、当時の被保険者台帳にその旨を記載し、「特殊台帳」として保管することとされているが、申立人の同台帳には特例納付に係る記載は見当たらない。

なお、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、国民年金の加入届が提出された場合、市町村におい

ては納付可能な期間について納付書を発行して納付勧奨することが通例である。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から50年12月まで
昭和53年4月ごろ、妻がA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料として12万円から13万円を特例納付したと聞いている。納付金額は私の方が多かったと聞いており、申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月ごろ、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料として12万円から13万円を特例納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、同年7月から55年6月までは第3回目の特例納付が実施されていたことが確認できるものの、申立人夫婦が国民年金に加入した時点で未納となっている期間の保険料を過年度納付及び特例納付した場合の保険料額は60万1,000円となり、申立人夫婦が納付したとする保険料額とは大きく相違している。

なお、申立人夫婦は、国民年金に加入後、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料（4万200円）を53年4月10日に、52年4月から53年3月までの保険料（5万2,800円）を同年5月24日にそれぞれ過年

度納付していることがA町の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付した領収済通知書は見当たらず、特例納付した場合には、当時の被保険者台帳にその旨を記載し、「特殊台帳」として保管することとされているが、申立人の同台帳は見当たらない。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から同年10月までの期間及び60年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から同年10月まで
② 昭和60年4月から同年11月まで

国民年金保険料の納付通知が来たが、申立期間①については、失業期間中であったため、保険料の免除をしてもらっていたと思う。また、申立期間②についても、失業期間中で妻の収入だけでの生活は苦しいため、保険料の免除をしてもらっていたと思う。申立期間①及び②について免除となっていないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、いずれも国民年金保険料が免除されていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏

名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2048 (事案 967、1282 及び 1671 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 63 年 5 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を集金人に、毎月納付していたので、未納期間が有ることには納得できない。
なお、友人が集金人に納付していたことを証言してくれるはずである。

第 3 委員会の判断の理由

過去 3 回の申立てについて、i) 高齢任意加入制度は、昭和 61 年 4 月に発足したものであること、ii) A 市では、集金人による国民年金保険料の収納は未納者を除き昭和 57 年 3 月までであることなどから、既に平成 21 年 2 月 26 日、同年 9 月 3 日及び 22 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、今までの申立てに加えて、当時の国民年金保険料の納付について証言してくれるとする友人を挙げて再申立てを行っている。

しかしながら、当該友人に照会したが申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができないことから、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報とみることはできず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から39年3月まで

国民年金の加入手続については記憶に無いが、申立期間当時、A区内の事業主宅に住み込みで働いており、事業主宅に定期的に集金に来ていた集金人に、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを覚えている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主宅に定期的に来ていた集金人に、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月にA区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認できることから、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、集金人は過年度保険料を徴収することはできず、申立内容とは符合しない上、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2050

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年4月まで

平成4年2月に払込通知書(3年4月分から同年11月分)が届き、20歳以上の学生が強制加入になったことを知った。申立期間は、亡くなった世帯主の扶養家族になっていたと思われるので、世帯主が何らかの手続を行った可能性も有り、強制加入の期間であるので、国民年金保険料を納付していないとは考え難い。何らかの手違いであるならば、今からでも追納したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は国民年金の強制加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料については納付しなかったとは考え難いと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成4年1月ごろに払い出されていることが確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、学生が強制加入になったのは3年4月からである。

また、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより、申立人は国民年金強制被保険者資格を平成3年4月1日に新規取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月25日から25年1月3日まで
私は、A株式会社（後に、株式会社B）C工場において、昭和24年3月26日から27年4月30日まで継続して勤務したが、24年8月25日から25年1月3日までが厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bに照会したところ、「当時のA株式会社C工場の資料は保管されていない。」と回答しており、申立てに係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、当時のA株式会社C工場の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことについて複数の同僚が記憶しているものの、申立期間における勤務実態に係る供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、異なる健康保険整理番号において2回以上資格を得喪している被保険者は、申立人を除いて14人存在するため、これらの者に最初の勤務と2度目の勤務の空白期間について照会したところ、5人から回答があり、そのうち2人は、当該事業所での空白期間に他事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、別の2人は、「空白期間は他の事業所に勤めた経緯がある。」と供述し、このことについて、複数の同僚は、「当時は、一度他の会社に移った後に復帰するようなケースは多々あった。」と供述をしている。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人の健康保険整理番号は*番と*番と異っており、申立期間に健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 5 日から 61 年 1 月 31 日まで
② 昭和 61 年 4 月 30 日から 62 年 1 月 30 日まで
申立期間①において、A 株式会社にて営業として勤務したが、その間の 61 か月が厚生年金保険の加入期間となっておらず、申立期間②において、B 株式会社にて勤務したが、その間の 9 か月が厚生年金保険の加入期間となっていないが、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いのないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社に係る閉鎖登記簿によると、昭和 56 年 8 月の登記時において申立人が取締役として記載され、その後 59 年 6 月 25 日から代表取締役として記載されていることから、申立期間の一部について、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 株式会社は既に廃業しており、申立人は、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は従業員の氏名を記憶しておらず、上記閉鎖登記簿に氏名が記載されている申立人以外の役員についても死亡又は所在不明であり、申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

申立期間②について、B株式会社の事務担当者及び前事業主の関係者の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B株式会社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、上記事務担当者は、申立期間当時の資料は引き継いでいない旨を供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、B株式会社は平成元年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2156 (事案 789、事案 1493 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 5 日から 48 年 4 月 1 日まで
昭和 47 年 3 月から A 工場 (現在は、B 株式会社) に勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では資格取得日が 48 年 4 月 1 日になっており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 工場が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和 48 年 4 月 1 日と記載されており、事業主がオンラインの記録どおりの届出をしていたことが確認できること、申立人の具体的な勤務期間を記憶している同僚がいないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 4 日付け及び 22 年 2 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は今回、申立人の妻が申立期間の状況を供述するとして再々申立てを行っている。

申立期間について、今回の再々申立てを踏まえ、申立人の妻に電話による聴取を実施したところ、妻は、「厚生年金保険に加入していた状況証拠として、当時、C 病院で健康保険証を使用し、通院していた。」と供述しているが、当該病院の医事課の担当者は、「保存期間の 5 年間を経過しているため、健康保険の種類を確認できる関連資料等は保管されていない。」と回答

しているため、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料等を得ることはできない。

また、A工場に係る「厚生年金保険記号番号払出台帳」における申立人の資格取得日は、昭和48年4月1日と記載されており、当該事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」における資格取得日、及び当該事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における資格取得日はいずれも同日付けで一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 17 日から 44 年 4 月 1 日まで
私は、A株式会社の下請会社のB株式会社に昭和 39 年 10 月から勤務し、その後、同じ下請けのC株式会社に移って継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査して申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に、B株式会社又はC株式会社のいずれかに勤務していたと主張している。

しかし、B株式会社は、オンライン記録によれば、昭和 42 年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、49 年 10 月 1 日に解散しているため、申立期間の申立人の勤務実態について確認することはできない。

一方、C株式会社については、同じA株式会社の下請会社であるD株式会社に勤務し、A株式会社の現場で申立人と同じ溶接の仕事をしていたとする同僚が、「申立人はC株式会社の社員で、申立期間に一緒に仕事をしていた。」と供述していることから、申立人は申立期間にC株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のC株式会社の事業主は亡くなっており、同社は昭和 56 年 4 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されていないため、申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当時のC株式会社の社会保険事務担当者は、「仕事柄、従業員の入退社の多い職場だった。勤務はしていても、厚生年金保険に加入しない人は多かった。臨時工で、特に給与の高い人は日給月給で、厚生年金保険料が高額に控除されることを避けるため、加入しないことがあった。」と供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、長男が病弱のため健康保険証を欠かすことはなく、頻繁に近くの小児科に通院した。」と供述しているため、申立人の利用したと主張する医院に照会したが、当時の資料が無いため、申立人の供述を確認することができない。

加えて、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険整理番号は連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間に申立人の雇用保険被保険者資格の記録は確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から26年8月25日まで

私は、昭和23年8月、15歳で製パン工としてA社（昭和24年4月にB社に名称変更）に入社し、28年1月に退社した。しかし、厚生年金保険の記録では、途中の期間が抜けている。途中退社し、再入社したことはない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の一部期間においてB株式会社に勤務していた可能性はある。

しかしながら、当該事業所は、昭和28年10月に廃業しており、当時の事業主及び事務担当者の所在は不明なため、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している者はいるが、申立人の勤務期間や申立期間における厚生年金保険の保険料控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、申立人をB株式会社に紹介し、申立期間に継続して一緒に勤務したと申立人が供述している同僚の厚生年金保険の加入記録は、申立期間内の昭和25年4月から26年3月までの1年間は、当該事業所での加入記録が確認できない。

加えて、申立期間前後の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿に記載されている申立人の健康保険証の整理番号は、それぞれ*番と、*番と異なっているため、申立期間において申立人が当該事業所で継続して厚生年金保険の被保険者であったものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 21 日から 41 年 3 月 26 日まで
② 昭和 41 年 3 月 26 日から 45 年 9 月 10 日まで
③ 昭和 45 年 9 月 11 日から 46 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）C工場、同社D工場、同社E本社及びF株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、自分の保管している複数の辞令に記載された基本給よりも低くなっている。また、申立期間の中で標準報酬月額が減額されているが、当時社員の中でも最も優遇され、上司の評価も高かったことから、途中で減俸されることなど考えられず納得がいけないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、その所持しているA株式会社から交付された昭和 36 年 5 月 21 日、42 年 7 月 21 日、43 年 3 月 21 日、同年 7 月 21 日及び44年 3 月 21 日付けの給与辞令に、各々基本給 1 万 3,400 円、3 万 350 円、3 万 3,900 円、3 万 5,650 円及び 4 万 800 円と記載されているにもかかわらず、給与辞令交付月のオンライン記録の標準報酬月額がいずれも給与辞令の基本給額よりも低額になっており、申立期間③及び④についても同様に標準報酬月額の記録について疑問がある上、標準報酬月額が減額されている期間があり納得できないと主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人が所持している給与辞令が交付された年に、いずれも給与辞令に記載されている基本給額に見合う標準報酬月額より高額な標準報酬月額に変更されていることが確認できる。

また、B株式会社に照会したが、当時の給与関係書類は保管されていないことから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間①において申立人と同時期にA株式会社C工場に勤務していた同僚が所持している給与明細書に記載された給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A株式会社及びF株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、標準報酬月額の訂正が行われた形跡もみられない。

また、標準報酬月額の変動要因としては、固定的給与以外の各種手当の変動もあるが、A株式会社及びF株式会社では関係資料を保管しておらず、申立人の標準報酬月額に関する参考となる資料及び情報は得られなかった。

このほか、申立期間①、②、③及び④について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 4 月に、A株式会社に入社し、秘書として勤務していた。48 年 7 月 31 日に退職するまで、継続して勤務していたが、同年 1 月から同年 7 月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社人事部に照会したところ、「申立期間当時の厚生年金保険の資料は残っておらず、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚が、申立人は体調を崩したために冬に退職している旨回答しており、そのうちの一人は、「申立人が倒れたのは社内であり、よく覚えている。申立人のご両親が迎えに来て、一緒に帰って行き、そのまま退職した。寒い日だった。」と供述している。

さらに、当該事業所における申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は、厚生年金保険被保険者期間と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 20 日から 41 年 1 月 23 日まで

申立期間について、A株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には助手として入社し、後に運転手として勤務していた。当時勤務していた同僚には加入記録があるのに、自分が未加入となっていることに納得できない。申立期間について調査の上、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社に照会したが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は申立人を記憶しておらず、当時の賃金台帳等の関連資料も残っていないため、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している元同僚は、「当該事業所に3年間勤務していた。」と回答しているが、オンライン記録では、当該元同僚の当該事業所における厚生年金保険の加入期間は16か月のみとなっているほか、当該元同僚及びそのほかの元同僚が勤務していたと供述している複数の元従業員の氏名についても、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できないことから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうか

がわれる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。